

○茅ヶ崎市青少年問題協議会規則

平成 10 年 12 月 28 日

規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号)に基づき設置された茅ヶ崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、並びにその実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るとともに、これらの事項に関し市長及び市の区域内にある関係行政機関に対し意見を述べる事ができる。

(平 12 規則 57・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市の職員

4 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 専門的事項について調査するため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係団体の代表者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうち

から市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門的事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。  
(幹事及び書記)

第8条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 書記は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 4 幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。
- 5 書記は、協議会の事務を処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市青少年問題協議会条例(昭和34年茅ヶ崎市条例第6号)による委員及び専門委員並びに幹事及び書記であった者は、この規則による委員及び専門委員並びに幹事及び書記とする。この場合において、当該委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同条例による任期満了の日までとする。

附 則(平成12年規則第57号)

この規則は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。